

# 第2章

## 学校ネットパトロールの実践

## 第1節 県教育委員会が民間企業に委託して実施している事例 (三重県教育委員会)

### (1) 実施の背景について

#### ア. 経緯

本県では、平成16年頃からインターネットの掲示板（パソコン、携帯電話の両方から閲覧、書き込みが可能なもの）に、児童生徒の悪口や誹謗中傷が書かれたり、被害認知件数は少ないものの、児童生徒の顔写真を特定不可能な下半身裸の写真と合成（アイコンラージュ）したものに〇〇中学校、△△高校等の××さん、と解説付きで掲載されて、困っているとの被害報告がされるようになりました。

発見した書き込み等については、掲示板の管理者等に削除要請をしてきましたが、要請に応じていただいたものと、拒否されるものがありました。対応として、教育委員会、学校は被害拡大防止、再発防止のために、学校活動・ホームルーム活動や総合的な学習の時間を活用して、児童生徒、保護者への啓発活動を行ってきました。

平成19年頃になると、中学生の携帯電話の所持率の増加も影響してか、誹謗中傷の書き込み数も増し、多くの中学校、高等学校からその対応策に頭を悩ませているとの報告が寄せられるようになりました。

このような状況の中で、本県A市教育委員会は管下の2中学校に1台の割合で市費で学校ネットパトロール用携帯電話を購入し、教員が空き時間や放課後に、生徒がよく利用している数サイトを集中的にチェックし、誹謗中傷の書き込みを見つけてはその都度指導したり、人権教育の一環として考えさせたりした結果、認知件数が減少する等、一定の成果があったとの報告がありました。

#### イ. 委託の背景

平成20年に入ると、A市も含めて一部の市教育委員会や中学校、高等学校から、教員が個人所有の携帯電話を使ってチェックを行っているが、問題になる書き込みを発見するのが難しくなった、との報告が増えてきました。これは、本当に減少したものか、それとも技術的な問題なのか不明でしたが、児童生徒からの聞き取りでは、被害におびえている者もあり、問題になる書き込みが減少しているとはいえないとの結論になりました。そこで、平成21年度は県単独予算を計上し、検索技術力のある民間企業に委託して、実態を把握して対応していくことになりました。

#### ウ. 実施にあたって工夫した点

民間企業の技術力を活用した先例が少なく、また都道府県単位では全国で初めての取組でしたので、各企業の技術力について事前に調査しました。

また、各学校の書き込みを特定するために、生徒からの聞き取りにより、検索のキーワードの選定を行いました。

## (2) 実施体制について

### ア. 学校ネットパトロールを実施する体制について

#### ① 委託先について

委託先については、企業等のホームページへの不正書き込み等のチェックを現に行っていたり、市町教育委員会や学校による学校ネットパトロールを現に受託している民間企業に委託することにしました。

#### ② 委託先において、実施にかける人員

委託先の選定にあたっては質を重視しました。実際の委託の相手方となった民間企業では、時間帯により実施できる人員に変動があり、10人から30人で対応していました（他の受託業務と兼務）。

#### ③ 学校ネットパトロールの実施の頻度

検索と監視を並行して実施しました。

平成21年度においては、中学校172校、高等学校64校全てを対象に、年3回の検索を実施しました。第1回は6月、第2回は9月、第3回は12月に実施し、各回において、約1か月を要しました。

年3回検索を実施した理由は、夏季休業や冬季休業の間に新たな書き込みが増加するとの仮説に基づきました。

なお、第1回、第2回検索で発見した、インターネット上のトラブルの発生する危険性の高いサイトは、24時間監視する対象としました。

平成22、23年度についても平成21年度と同様ですが、対象学校として特別支援学校と小学校を加えました。

#### ④ 県教育委員会による並行したネットパトロールについて

委託先からの情報や学校の認知に基づき、問題となっているサイトについては、日々発展する可能性も高いことから、県教育委員会も併行して監視する必要があると判断し、携帯電話2台を準備して対応しました。なお、パソコンについては職員全員に配当されているもので対応しました。

#### ⑤ 予算

平成21年度予算については民間委託分が約870万円、その他、教員研修会の実施、事案対応にともなう旅費、啓発資料作成を含めて、約1,100万円でした。

#### ⑥ 県教育委員会における担当者の体制について

委託先民間企業との連絡調整担当者が2名（充指導主事）、警察との連携担当者が2名（県警察本部と県教育委員会との人事交流により、警部1名を県教育委員会に、県警察本部少年課に教員1名を派遣）です。市町教育委員会、学校との連携については、

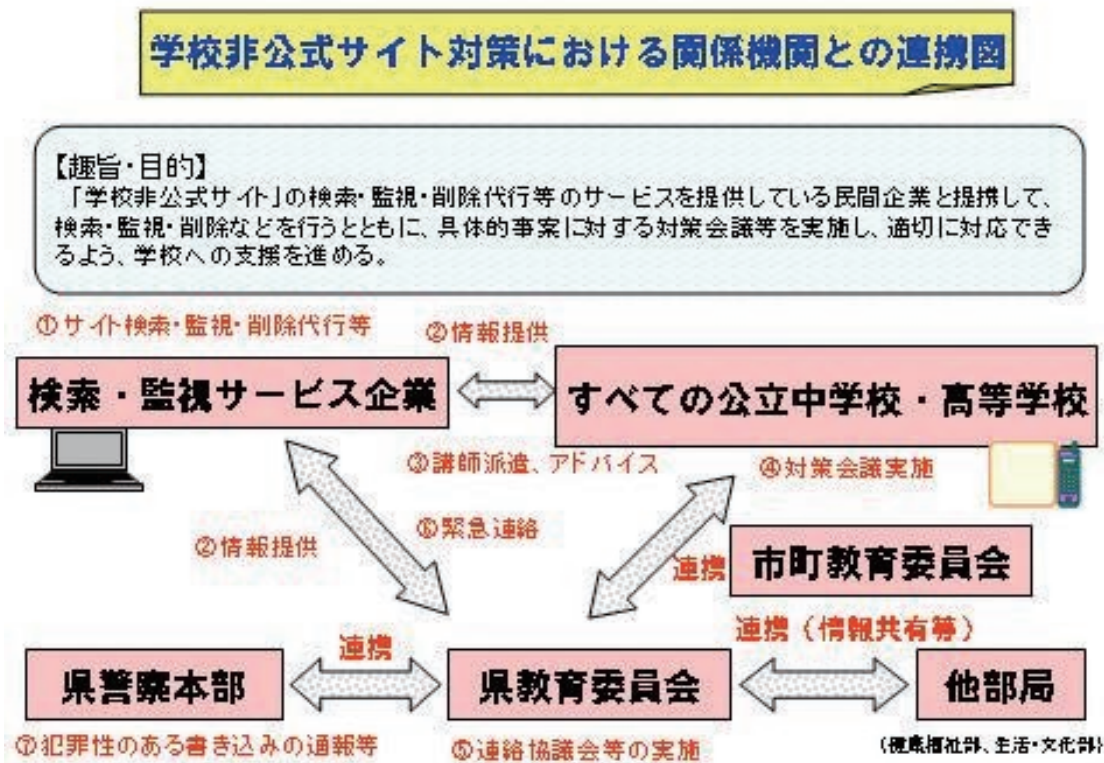
県内を5ブロックと県立学校に分け、各1～3名、計10名の指導主事が担当しています。他に非常勤職員として12名の警察官OB、教員OB、県教育委員会に配置されたスクールソーシャルワーカー3名、スクールカウンセラー2名が事案の内容に応じて学校や家庭と連携しています。

⑦ 県教育委員会が担う役割について

委託先からの検索・監視結果の学校別月次報告の内容に基づきスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、生徒指導特別指導員を学校へ派遣し、支援をします。特に、委託先から問題のあるサイトの発見、削除依頼の実行を行った旨の報告があった場合は、直ちに当該学校と連携（中学校の場合は市町教育委員会と協働）して被害生徒への心のケア、加害生徒への再発防止のための指導や立ち直り支援、警察等関係機関との連携を行います。

また、委託先が、殺人、放火、爆破等について日時、場所、人物などが具体的に特定される人命にかかわる内容で、非常に危険度の高いサイト、書き込みを発見した場合や、日時、場所、人物などが具体的に特定される自殺予告など本人の生命身体に危険が予見されるような内容の書き込みを発見した場合は、直ちに県教育委員会（夜間、休日、祭日は複数の担当者）に連絡を入れ、同時に県警察本部に通報し、未然防止に努めることとしました（自殺防止1件実績有り）。

図5. 委託先と委託元、学校、警察、保護者の連携の在り方（三重県の例）



### (3) 実施の方法について

#### ア. 監視の対象とするサイトはどのようなものか

- ① 中高生などに人気の高い大規模な掲示板
- ② 個人、グループで作成したプロフ、ブログ
- ③ プロフ、ブログに付属した小規模掲示板
- ④ 個人、グループで作成したホームページ
- ⑤ リンク集

#### イ. 監視の手法（検索手法、検索用語）

- ① 学校の名称及び児童生徒が通常呼称している学校名（短縮形が多い）で、漢字、カタカナ、ひらがな、ローマ字の表記を問わず検索。
- ② 一般の検索エンジン及び委託先民間企業が開発した独自の検索エンジンを利用。

#### ウ. 実施対象（地域、学校種、学校名など）

- ① 平成21年度については、県内の全公立中学校及び高等学校。
- ② 平成22、23年度については、県内の全公立小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校。

### (4) これまでの成果と今後の課題

#### ア. 成果

- ① 民間企業のスキルを活用することにより、県内公立学校の学校非公式サイト（全校に存在している等）をより具体的、かつ総括的につかむことができました。その結果、県の特徴や課題についてタイムリーに整理できました。
- ② 個人への誹謗中傷や個人情報の掲載などを見つけ出し、その多くを削除することができました。
- ③ 検索とその結果を基にした指導等によって、問題のある学校非公式サイトの出現を抑制することができました。
- ④ 情報を保護者に伝え、協働して児童生徒の指導に取り組んだことや、実例を基にした啓発活動を行った結果、保護者から、家庭の役割の大切さ、保護者の関わり大切さを見つめ直す声が多く寄せられ、家庭での教育が充実しました。
- ⑤ 削除依頼をした書き込みについては発見後すぐに、検索や監視結果については月ごとに各学校に情報提供することで、迅速で的確な対応につなげることができました。
- ⑥ 具体的な事案への対応を通して、県教育委員会、市町教育委員会の指導主事や各学校の生徒指導担当教員が削除依頼の方法などの具体的なスキルを身に付けることができました。
- ⑦ 個別の対応困難な事案（削除困難な事例や犯罪となるかの判断が難しい事案）についても、委託先や相談機関との連携により解決することができました。

この他、

- ・ 県教育委員会、市町教育委員会、警察等関係機関がそれぞれ対応した事案をとおして、相互の信頼関係がさらに充実しました。
- ・ 各学校において、インターネットのリスク面を含めた情報モラル教育の必要性について再認識するとともに、指導ポイントについて整理することができました。

#### イ. 今後の実施にあたっての課題

- ① 自分を発信したいという児童生徒の心理や、メールのやりとりを含めて携帯電話に夢中になる、いわゆるネット依存傾向の児童生徒の内面に迫る教育プログラムの作成
- ② 特に、携帯電話を持ち始めることが多い中学校1年生や小学校高学年の時期における、インターネットのリスク面を含めた情報モラル教育に関する指導
- ③ 児童生徒を見守る立場にある保護者への啓発の充実
- ④ 学校非公式サイトについて、新しいデザインや機能が次々と提供され、児童生徒の興味関心が日々高まっており、今後の増加が予想されることから、そうした最新の状況を把握した上での課題整理や学校への情報提供
- ⑤ プロフに関しては、個人情報掲載の問題だけでなく、児童生徒自らが公開した内容を他のサイトへ転載されて、誹謗中傷を受けるといった危険性があること
- ⑥ 有害サイトからのリンクや、インターネット上のトラブルによる被害を防ぐため、他の行政機関等との連携を強化しながら、携帯電話会社等との関係も深め、協働して次世代の子どもを守ること

## 第2節 学校が学校ネットパトロールを実施している事例 (横浜市教育委員会)

### (1) これまでの経緯

横浜市では、平成17年ころから携帯電話を介した子どもたちのインターネット利用に絡むトラブルが顕在化し始めていました。この背景には、携帯電話の所持が小中学生の間に急速に広がったことが挙げられます。平成16年から平成17年にかけて奈良、広島、栃木で下校途中の小学生女児が殺害される事件が相次ぎ、神奈川県内でも平成18年の3月に、下校途中の小学生男児がマンションから投げ落とされ殺害される事件が発生しました。このため、「安全のために子どもに携帯電話を所持させる」という考え方が、携帯電話の普及に弾みをつけたのではないのでしょうか。

結果として、特に中学校で掲示板サイト（いわゆる学校裏サイト）上での誹謗中傷に端を発するトラブルが多発し、暴力事件やいじめ、不登校に発展する事例も現れました。このような状況に対応するため、多くの中学校では、生徒指導専任教諭（生徒指導主事）らの生徒指導担当者が様々な問題行動への対応や、日ごろからの生徒の行動観察から得られた情報を基に、生徒がよく利用している掲示板サイト、しばしばトラブルが発生している掲示板サイトをパトロールするようになっていました。つまり、自然発生的に自主的な学校ネットパトロールが開始されていたのです。

これには、横浜市の特殊性が少なからず関係しています。一つは、携帯電話の小中学生への普及が、全国や他の地域に比べて早い段階で進んだことです。平成19年11月の横浜市教育委員会（以下「市教委」という。）による調査によれば、携帯電話の所持率は小学生で39.5%、中学生で73.8%でした。（この調査の約8ヶ月前に実施された内閣府調査では、小学生が31.3%で、中学生が57.6%です。）

平成17年から18年の当時、他の地域に参考とすべき学校ネットパトロールの事例もなければ、学校ネットパトロールを委託できる民間企業も存在しませんでした。自ずと学校現場の第一線で日々奮闘している生徒指導担当者らが手探りで対応を進める以外の選択肢はなかったとも言えます。

二つ目は、中学校の生徒指導専任教諭の存在です。生徒指導専任教諭は、学校教育法施行規則で定義される生徒指導主事と同義ですが、横浜市では生徒指導専任教諭設置要綱によりその役割と学校組織の中での位置づけが、より明確に定められています。具体的には、生徒指導専任教諭は学級担任を持たず、授業時数は10時間以内に定められ、区内あるいは市内の生徒指導専任教諭が一堂に集まり警察などの関係機関と協議を行う機会が定期的に設けられています。機動性と専門性、組織的対応力が育成された生徒指導の専門教員と表現することができます。

横浜市には、平成23年度現在、分校を含めて148校の中学校があり、毎月の第1週目に各区の生徒指導専任教諭協議会（区専任会）が開催され、市教委や警察、児童相談所など関係機関からの参加者らと生徒指導に関わる様々な情報や対策が協議されます。さらに、第2週目には、市教委が生徒指導専任教諭区代表者協議会（区代表者会）を開催し、生徒指導専任

教諭の各区の代表者が集まり、全市的な視野で協議を行います。もちろん子どもたちのインターネット利用に関連する様々な情報についても、区専任会から区代表者会という流れで組織的に集約、整理され、各中学校の生徒指導専任教諭にフィードバックされます。その結果、どのようなサイトで、どの中学校のどのような生徒たちが、どのようなやり取りをしているのかといった情報を予め把握した上で、各中学校の学校ネットパトロールが実施されることになるため、効率的に学校ネットパトロールを行うことができます。

掲示板などのコミュニティサイト上では、ハンドルネームやニックネーム、隠語が多用されるため、そこに記されているテキストだけでは、その悪質性や危険性を認識し、それによって生じるおそれのある被害の大きさを予測することは一般的に難しいといえます。しかし、各中学校で生徒指導専任教諭などの生徒指導担当者が学校ネットパトロールを実施していることで、ハンドルネームやニックネームが誰を指すのか把握されている可能性が高く、書き込まれている内容についても学校関係者だからこそ悪質性や危険性に気がつくことも少なくありません。

このように、各中学校における自主的な学校ネットパトロールの実施は、生徒指導専任教諭や生徒指導専任教諭協議会という組織の存在があるからこそ可能であったと考えられます。

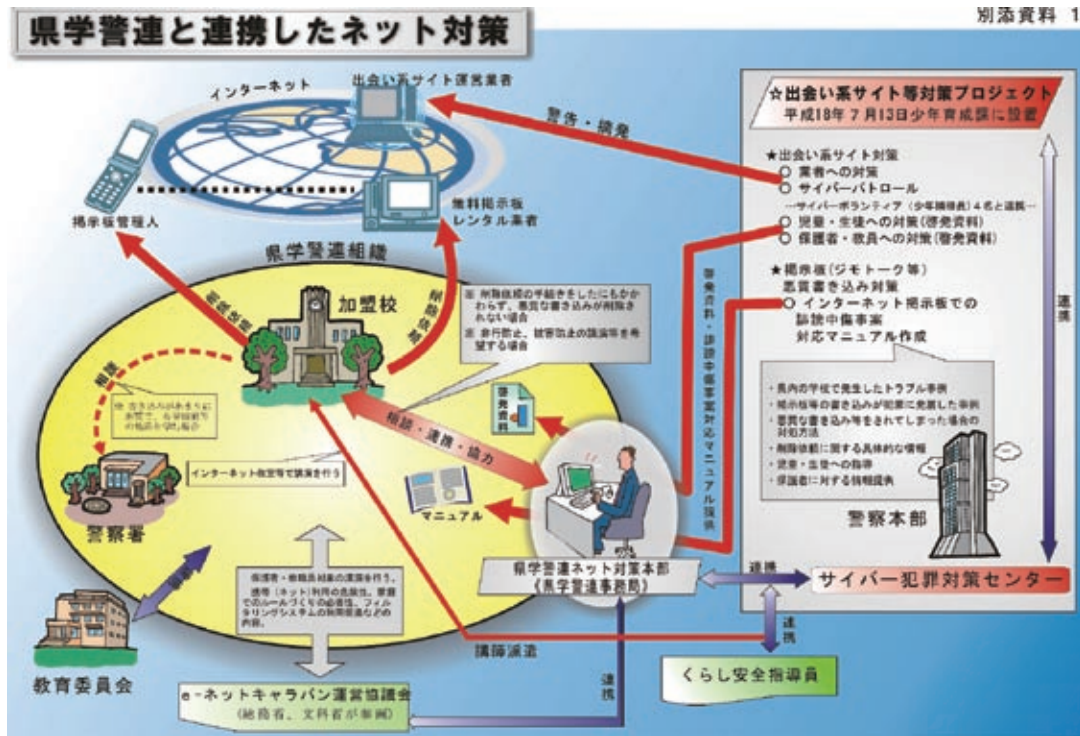
## (2) 学校の対応力を向上させた『マニュアル』

横浜市では、生徒指導専任教諭協議会の組織的な情報収集・情報共有を基盤に、既に平成17年ころから、各中学校の実態や必要性に応じた学校ネットパトロールが始められていました。また一方では、インターネット上の掲示板で誹謗中傷などの被害に遭った生徒からの相談も寄せられるようになっていました。こうした学校ネットパトロールや生徒からの相談などで把握した、誹謗中傷や攻撃的・挑発的な書き込み、個人情報掲載など、削除を最優先すべき事案の増加に直面した生徒指導専任教諭らが、削除依頼などの対応方法について、警察署や県警察本部の「ハイテク犯罪対策センター」（現在の「サイバー犯罪対策センター」）にしばしば相談するようになりました。

このような状況に対して、県警察本部が平成18年の7月に、少年育成課、少年捜査課、ハイテク犯罪対策センターの職員からなる「出会い系サイト等対策プロジェクト」を少年育成課内に設置し、出会い系サイト対策と掲示板悪質書き込み対策の二本柱で、対策に乗り出しました。



図6. 学校・警察連絡協議会と連携したネット対策（神奈川県警察の例）



（「インターネット掲示板でのトラブル対応マニュアル」別添資料1より）

このプロジェクトは平成18年10月に「インターネット掲示板での誹謗中傷事案対応マニュアル」を作成し、学校・警察連絡協議会（いわゆる学警連）加盟校すべてに配布しました。マニュアルには、県内のトラブル事例、悪質な書き込みへの対処方法、削除依頼の具体的な方法、児童生徒へ指導すべき内容や保護者への啓発資料の情報など、学校が対応すべき内容について丁寧に解説されていました。さらに、平成19年5月には「インターネットプロフィールサイトでのトラブル対応マニュアル」が作成され、当時、増加傾向にあったプロフと呼ばれる自己紹介サイトでのトラブルへの対応が示されました。

これらのマニュアルによって、学校の対応力が大きく向上しました。各中学校は、学校ネットパトロールや生徒からの相談で把握した不適切な書き込みや様々なトラブルに対して、迅速かつ適切に対応することができるようになったわけです。

学校ネットパトロールへの取組実績の蓄積と児童生徒のインターネット利用の実態把握が進むにつれ、独自の工夫

により、大きな成果を挙げる学校もありました。ある中学校では、学校が把握しているサイトのURLリストを全保護者に配布し、大人が関わりを持つように要請しました。同校の教諭や保護者が、生徒が利用しているサイトに、「人を傷つける書き込みはやめよう」などの、悪質な書き込みを行った者を諭すような内容の書き込みを行い、これが掲載されるようになると、それに同調する子どもたちの書き込みが目立つようになり、そのサイト上では悪質な書き込みが消え、その後これらの声に影響を受けたのか、サイト自体も閉鎖されました。



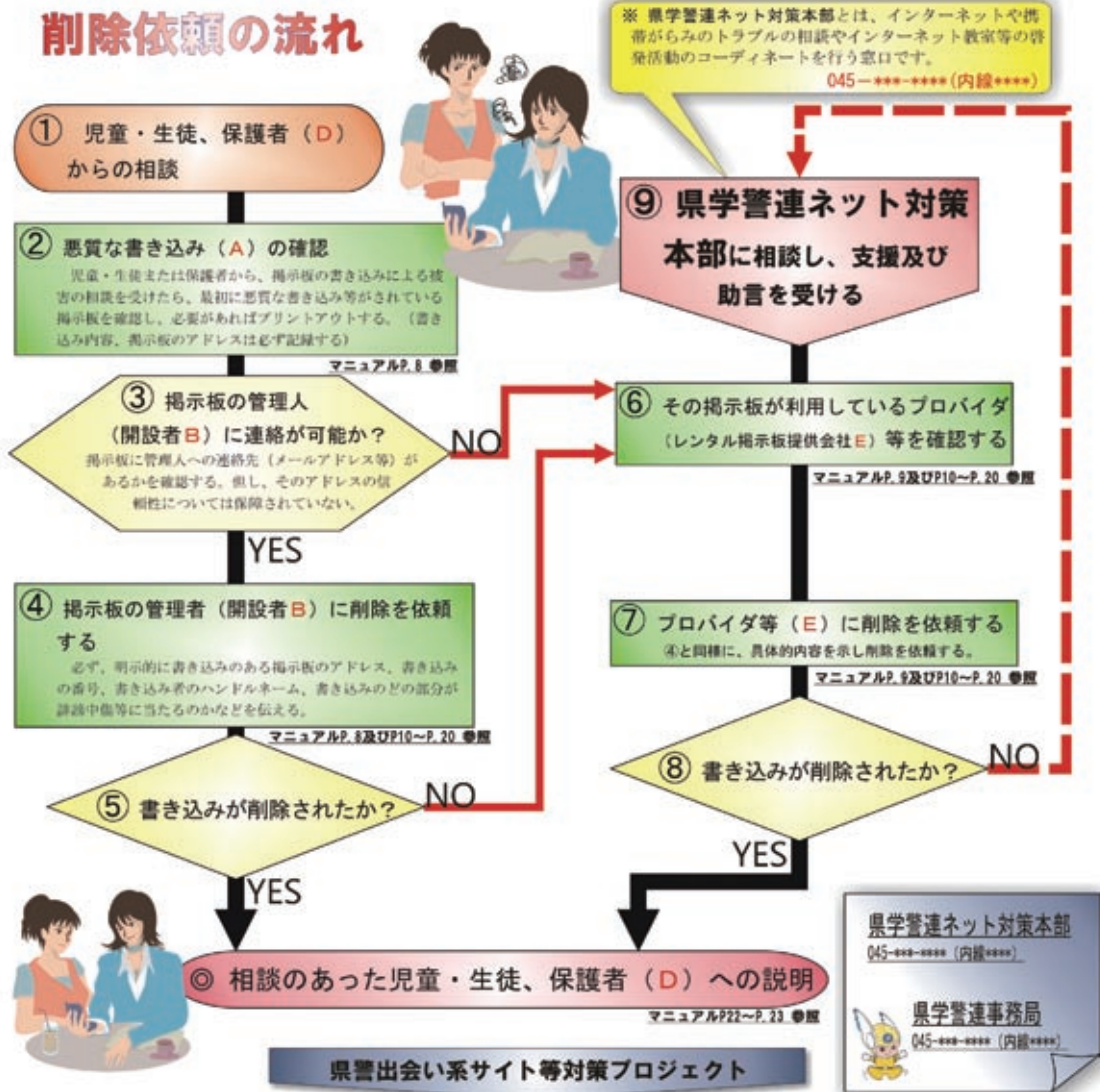
図7.インターネット上の誹謗中傷事案対応マニュアル（神奈川県警察の例）

別添資料 2

**ダイジェスト版**  
**インターネット掲示板での誹謗中傷事案対応マニュアル**



### 削除依頼の流れ



### (3) 総合的な対策の推進

市教委は、子どもの携帯電話・インターネット利用に関わる犯罪被害・加害や、依存など生活習慣上の問題に子どもたちが巻き込まれないよう、青少年健全育成に関わる関係諸団体が一堂に会し、様々な課題に対する対策を協議し、実効性のある提言を行うことを目的とした『「ケータイ・ネット」から子どもを守る連絡会議』を平成20年7月に開催しました。そして、同年10月に、『「ケータイ・ネット」から子どもを守る提言』を発表しました。提言では、家庭、学校、地域、行政、事業者などが連携しながら、緊急的に取り組むべき内容について五つの柱が記されていましたが、それは次のとおりです。

1. 横浜の『家庭』は、子どもの「ケータイ・ネット」の所持・利用に責任を持ちます。
2. 横浜の『学校』は「ケータイ・ネット」のルールを明確にします。
3. 横浜の『地域』は、『家庭』や『学校』と共に「ケータイ・ネット」からもたらされる悪影響から子どもを守ります。
4. 横浜の『行政』は、「ケータイ・ネット」に関する『家庭』、『学校』、『地域』の取組を積極的に支援します。
5. 横浜の「ケータイ・ネット」に関わる『事業者』は、その社会的責任を認識し、行動します。

市教委はこの提言に基づき、主に次の三つの取組を重点的に展開しました。

- ① フィルタリングの普及促進
- ② 保護者への意識啓発
- ③ 児童生徒への情報モラル教育の推進

携帯電話等を介した児童生徒のインターネット利用に絡むトラブルを未然に防ぎ、適切にインターネットを利用する力を育むためには、学校ネットパトロールに加えて、これらの総合的な対策の推進が重要だと考えられます。

### (4) 今後の課題

横浜市において、学校の対応力を基盤とした各学校の自主的なネットパトロールや市教委、関係機関の様々な対策により、インターネット利用に絡むトラブル等は減少していると考えられます。そのことを示す一つのデータとして、横浜市の調査結果では、「パソコンや携帯電話などの誹謗中傷等」という形態のいじめの認知件数の、いじめの認知件数全体に対する構成比は、平成20年の約6.6%から平成22年には約1.9%にまで減少しています。

また、保護者の認識の変化や社会的な関心の高まりもあり、フィルタリングの利用率も市教委の平成19年調査では小学生で56.1%、中学生で32.6%であったものが、平成21年調査では、小学生で85.6%、中学生で69.7%にまで上昇しています。

このように状況の改善や取組の成果は見られるものの、新たな課題も出現しています。会員制のソーシャルネットワークサービス（SNS）の利用増加は、掲示板サイトやプロフィールサイトと違って、会員にならなければ閲覧できないなど学校ネットパトロールのハードル

をさらに高くしています。

また、携帯型ゲーム機によるインターネット利用、スマートフォンの出現、公衆無線LANの利用など、初期設定ではフィルタリングが設定されていない、あるいは利用実態を監視しにくい端末機器や接続方法が出現しています。

なによりも大きな課題は、各学校が学校ネットパトロールを自主的に実施することが、学校組織や担当職員の負担を増加させていることです。

### (5) 地域社会における健全育成の取組に発展

横浜市では、子どもの適切なインターネット利用を促す取組として新たな試みが始まっています。平成22年4月に施行された子ども・若者育成支援推進法に基づいて設置された横浜市子ども・若者支援協議会においても携帯・インターネットを始め、思春期の青少年が抱える様々な課題が取り上げられています。そして同協議会の協力を得て、青少年指導員やPTA、民生児童委員など青少年育成に関わる地域の様々な主体とともに、思春期の子どもたちの抱える課題を考えるための講座として「思春期キャラバン」(横浜市こども青少年局所管)が実施され、携帯・インターネットをテーマにした講座も市内の各地域で展開されています。中でも本牧地区においては、地区内の小中学校の呼びかけによって、子どもたちの適切なインターネット利用を見守るサポーターを養成する講座『ネットサポーター養成講座』が実施されています。

今後、この講座の開催が他の地域にも広げられ、学校と保護者、地域の大人、関係機関が、子どもたちのインターネット利用を見守り、適切な利用方法を指導し、トラブルに対しても連携して対応することが検討されています。このネットサポーターの活動は、学校ネットパトロールに取って代わるものではありませんが、学校ネットパトロールにかかる負担を軽減し、子どもたちにインターネットの適切な利用を促す上で、大きな力になるものと期待されています。

## 『ネットサポーター養成講座』の開催例

開催回	講座の内容
第1回 思春期の子どもたちを取り巻く 携帯・ネット環境の今	子どもたちを取り巻く携帯・ネットの現状を知り、彼らの抱える課題とそれへの取組の在り方について学びます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・メディアとしてのインターネットの特徴と可能性</li> <li>・子どもたちのインターネット関連問題の概要（類型化と重ね付け）</li> <li>・子どもたちの利用の実際（大人の利用との違い）</li> <li>・双方向利用型サイトの概要</li> <li>・諸対策の概要（発信元での根源対策、受信者向けの支援）</li> <li>・地域に期待されている役割（保護者の意識と役割、関係者の連携）</li> </ul>
第2回 ネットサポーター養成 ワークショップ（基礎編）	地域のネットサポーターになるための必要な心構えを学び、基礎的な知識を身につけます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・フィルタリングの仕組みの理解</li> <li>・双方向利用型サイトの実際（講師による実機投影を併用）</li> <li>・各家庭での利用環境づくりの例（段階的利用モデルの実際）</li> <li>・地域関係者による取組対応の基本と連携の例</li> </ul>
第3回 ネットサポーター養成 ワークショップ（実践編）	地域のネットサポーターになるための実践的なノウハウを学びます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・双方向利用型サイトの見守り手法（講師による実機投影を併用）</li> <li>・家庭内でのルール作りや説明・説得の進め方（生活指導の基本や対話手法を学ぶ）</li> <li>・地域関係者間の協働の在り方（具体的な事案やサインにどう対処するか）</li> </ul>
第4回 実践の振り返りと検証	第3回講座終了後の受講者によるそれぞれの実践の振り返りを行います。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・取組実践結果の発表</li> <li>・疑問点、不明点や残る課題の整理、解消</li> </ul>

